

審議会等の議事の要旨（要点）

（基本情報）

会議名称	平成 26 年度 第 9 回男女平等参画推進審議会
開催日時	平成 26 年 4 月 17 日（木曜日） 午後 7 時 00 分～午後 8 時 45 分
開催場所	女性総合センター 第 3 学習室
次第	1. 開会 (1) 会長あいさつ (2) 課長あいさつ (3) 部長あいさつ 2. 議事 (1) 立川市第 6 次男女平等参画推進計画の体系について 3. その他 4. 閉会
配布資料	1：第 6 次男女平等参画推進計画検討資料
出席者	[委員] 会長小林章子、副会長露木肇子、太田靖敏、片野 勸、酒井美恵子、 笹浪真智子、佐藤良子、中村 陽子、長島佐恵子、矢野美智子 [事務局] 佐橋恭子（総合政策部長）、江元哲也（男女平等参画課長）、山口智 子（男女平等参画係長）、山下久美子、稲福秀哉（男女平等参画係）
公開及び非公開	公開
傍聴者数	1 人
会議結果	1. 立川市第 6 次男女平等参画推進計画の策定にあたっての体系について 基本テーマの施策と事業について以下の通り決定した。 立川市第 5 次男女平等推進計画（以下、第 5 次計画）の施策と事業を再編し、13 施策と 63 事業とする。（別表のとおり） テーマごとの検討内容・意見 テーマ I ・ 2 施策「男女平等参画の意識づくり」、「人権の意識づくり」とする。 ・ 「男女平等参画の意識づくり」は、啓発、情報提供、教育分野の取り組みに分ける。 ・ 「人権の意識づくり」は、新規 3 事業とする。 ・ リプロダクティブ・ヘルスなど、意味が分かりにくいカタカナ用語は、タイトルを見て事業の内容がある程度わかるように表記す

る。表記は事務局に一任。

- ・学校教育は、人権教育も大事だが、施策「男女平等参画の意識づくり」で扱うとよい。
- ・市民すべてに男女平等参画教育は必要だと思う。
- ・本審議会でしか審議できないところに重きを置いて、事業を考えるとよい。

テーマⅡ

- ・「環境づくり」、「子育て」、「介護」で事業をまとめ、3施策とする。
- ・第5次計画にある施策「すべての人がいきいきと生活できるための健康づくり」は健康推進課の個別計画で取り組むよう調整し施策としない。また、カウンセリング相談等の相談事業の位置づけは検討する。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進には、個人の意識も大切だが、事業所の考え方などが影響するので、事業所表彰の他に、事業所への啓発・推進がとても重要だと思う。
- ・介護分野でも、事業番号18“地域の子育てネットワークづくり”のようなネットワークづくりが重要だと思う。

テーマⅢ

- ・職場のハラスメントについては、事業名に盛り込む。
- ・職場以外でのハラスメントについては、家庭内は、テーマⅣ、学校でのハラスメントはテーマⅠ、地域でのハラスメントはテーマⅡで取り組む。

テーマⅣ

- ・“早期発見と二次被害防止のための職員研修”は重要なので、個別の事業として扱う。
- ・婦人相談員の名称は、変えられるものであれば女性相談員に変えたほうがよい。
- ・男性のDV被害者もいるが、事業番号52は母子自立支援事業と限定してよいのか。

→統計的に、DV被害者では、圧倒的に女性が多く、さらにそのほとんどが男性に比べ圧倒的に収入が低い。ひとり親家庭でも、母子世帯の方が生活が経済的に厳しいので、テーマⅣの事業としては母子自立支援としたほうがいい。父子世帯はテーマⅡ、事業番号17ひとり親家庭の自立支援で対応できると思う。

	<p>テーマV</p> <ul style="list-style-type: none">・事業番号 62 番の事業名は分かりづらいので、“苦情申出制度の周知と活用”に直す。 <p>2. その他</p> <ul style="list-style-type: none">・本審議会終了後に気が付いたことや意見があれば事務局へ。・次回は決定した事業と各課の事業がどう結びつくか事務局案を示して検討を進める。
担当	総合政策部男女平等参画課男女平等参画係 電話 042-528-6801

立川市第6次男女平等参画推進計画体系図

基本テーマ(1層)	施策(2層)	事業(4層)	
		番号	事業内容
Ⅰ男女平等参画と人権の意識づくり	男女平等参画の意識づくり	1	啓発イベントや啓発講座の開催
		2	情報紙・広報紙等による情報提供
		3	学校教育分野での取り組み
	人権の意識づくり	4	性的少数者への理解を深める啓発
		5	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ意識の浸透
		6	メディアリテラシーの向上
Ⅱワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた環境づくり	7	生き方や働き方を考える講座の開催
		8	男性を対象とした家事・育児講座の開催
		9	育児や介護にかかわる法律の周知
		10	働きやすい環境づくりに取り組む事業所の表彰
		11	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所への働きかけ
		12	自治会活動への参加の呼びかけ
		13	地域活動への参加促進のための情報提供
	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた子育て支援	14	相談窓口の開設
		15	待機児童の解消と特別保育の実施
		16	ひとり親家庭・障害児を育てる家庭への支援
		17	ひとり親家庭の自立支援
		18	地域の子育てネットワークづくり
		19	子育てボランティアの育成と活用
		20	地域資源の活用
	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた介護支援	21	介護保険制度・障害福祉制度の着実な実施
		22	介護に関する相談や情報提供
		23	民生委員による相談
		24	地域支えあい事業の実施
		25	高齢者や障害者の生活安定
		26	介護予防の推進
Ⅲ雇用の場における男女平等参画の推進	女性のチャレンジ支援	27	就職のための情報提供
		28	就職支援講座の開催
		29	起業のための相談業務や情報提供・セミナーの実施
		30	運転資金の融資あっせん
		31	起業を目指す女性のグループ化の支援
	雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保	32	雇用に関する男女の機会均等への働きかけ
		33	ハラスメント防止対策の推進の要請と啓発
		34	法律や制度の周知
	多様な働き方への支援	35	多様な働き方への情報提供
		36	特別な配慮を必要とする人への支援

IV配偶者等からの暴力の防止	暴力の未然防止と早期発見	37	暴力防止のための情報提供と意識啓発
		38	早期発見と二次被害のための職員研修
		39	庁内連絡体制の充実
		40	民生・児童委員対象の研修
		41	幼少期からの予防教育の実施
		42	関係各機関の役割分担の体系化
	相談の場の提供	43	婦人相談員が確実に相談に応じられる体制の充実
		44	様々な方法による相談窓口の周知
		45	近隣自治体との連携による相談支援センター機能整備の検討
		46	民間シェルターに対する支援
		47	東京都関係機関との連携強化
	被害者の自立支援	48	個人情報流失防止のための庁内体制と意識の強化
		49	被害者の自立支援のための相談窓口の周知
		50	関係民間団体への支援
		51	関係機関との積極的な連携調整
		52	母子自立支援事業
		53	就労情報の提供や資格取得のための支援
		54	被害者の心のケア
55		被害者の子どもの心のケア	
56		被害者の子どもの入学・入園の支援	
Vあらゆる分野での男女平等参画の推進	女性の参画推進	57	女性委員の登用率の向上
		58	女性の経営参画への働きかけ
		59	地域や防災活動への参画の促進
	計画の推進	60	事業運営のための団体の育成
		61	男女平等参画推進審議会による計画の推進
		62	苦情申出制度の周知と活用
		63	計画の的確な進行管理